

司法修習委員会幹事会（第7回）議事概要

1 日時

平成16年4月22日（木）午前10時から午後零時05分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席幹事

荒井勉，井田良，出田孝一，稲田伸夫，大谷晃大，大橋正春，梶木壽，木村光江（幹事長），小池裕，鈴木健太，寺村温雄，林勘市，山本和彦，若林茂雄（敬称略）

4 議事概要

[第7回委員会の進行について]

第7回委員会における配布資料は資料目録に記載された資料とすることとされた。ただし，資料26については，以下の主な指摘を踏まえ，適宜表現を工夫することとされた。

- ・ 1(2)につき，新司法修習と異なり，現行型司法修習の実務修習期間が1年間とされる理由を盛り込むべきではないか。
- ・ 2(2)につき，弁護教官の適任者を確保するための環境を整備するよう努めるとの趣旨を盛り込んではどうか。

また，教官に相応しい人材についての表現を工夫してはどうか。

大橋幹事から，司法修習生の権限に関する資料を第7回委員会に宮川委員から提出したい旨の説明がされた。